

子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会  
第1回 専門研修ワーキングチーム（地域子育て支援）  
議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室

子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会  
第1回 専門研修ワーキングチーム（地域子育て支援）  
議事次第

日 時：平成26年10月20日（月）13:58～15:53

場 所：中央合同庁舎第4号館1214特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

（1）座長の選出

（2）子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会におけるこれまでの検討状況等について

（3）子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会 専門研修WT（地域子育て支援）の検討項目等について

（4）子育て支援員（仮称）専門研修（地域子育て支援）のカリキュラムについて

（5）その他

3. 閉 会

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 それでは、定刻より少し早いですが、全員おそろいですので、ただいまから第1回「子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会 専門研修ワーキングチーム（地域子育て支援）」を開催いたします。

本日は、構成員の皆様方には大変お忙しいところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。少子化対策企画室の室長補佐の鈴木でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議事に先立ちまして、少子化対策企画室長の竹林より御挨拶を申し上げます。

申し上げます。

○竹林少子化対策企画室長 皆様、こんにちは。大変お忙しいところ、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。また、日ごろからそれぞれの立場で子育て支援の充実につきまして大変御尽力いただいていることに改めて感謝を申し上げます。

今日お集まりいただいた子育て支援員の関係でございますけれども、6月24日に閣議決定をされました改訂「日本再興戦略」というところで「女性の活躍推進」という文脈で取り上げられているものでございます。

皆様御案内のとおり、来年4月に施行予定の子ども・子育て支援新制度におきましては、小規模保育でありますとか、あるいは従来からございましたファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、あるいは拠点事業、そして新設される利用者支援という形で、必ずしも保育士等の資格をもちいらっしゃる方ではない方が従事する事業というのも大幅に拡充するということになっております。

もちろん、保育士の資格をもちいらっしゃらない方についても職員の資質の確保というか、向上は極めて重要な課題でございますので、当初はそれぞれの事業ごとに研修体系をしっかりとつくっていかうと。そのような考えでおったところでございますが、一方、政府全体といたしまして、先ほど申し上げました女性の活躍推進という文脈がございまして、先ほど申し上げた日本再興戦略におきましても、地域のニーズに応じた幅広い子育て支援分野において育児経験豊かな主婦等が活躍できるように、必要な研修を受講した場合に子育て支援員、そういうふうにして認定する仕組みを創設するのだということが盛り込まれてきて、従来は事業ごとに縦割りの研修体系を想定していたものでございますけれども、そこを共通する部分については1つの研修体系にまとめていかうという横割りの考え方で研修体系を整理する。このような整理がされたところでございます。

新しく制度化されます利用者支援事業につきましては、子育て家庭の多様なニーズに応じて適切に、確実に施設・事業の利用に結びつけるという意味で、市町村ごとにつくっていただく事業計画と並んで車の両輪となる重要な事業だと思っております。

ことし4月から消費税の8%財源というものを使って保育緊急確保事業の枠組みで既に暫定的にスタートしておりまして、その研修のあり方につきましては、昨年も委託研究で議論いただいたところでございますけれども、先ほど述べたような経緯がありまして、さまざまな研修体系自体を1回横割りで整理をし直そうということになりましたので、昨年

の委託研究の成果を十分生かしながら、それを全体に通じて行う基本研修の部分と利用者支援事業、あるいは拠点事業に固有の部分というか、特有の部分の専門研修という2階建ての体系に整理をしていただくような議論を検討していただく必要が出てきたので、この分野の有識者であります皆様方にお集まりいただいたということでございます。

どうぞ御検討のほどよろしく願いいたします。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 それでは、続きまして、構成員の皆様方の御紹介をさせていただきます。五十音順に御紹介させていただきます。

奥山千鶴子構成員です。

堤和子構成員。

橋本真紀構成員。

村上千幸構成員。

渡辺顕一郎構成員。

本日御欠席の田中博章様にも構成員をお願いしております。本日は代理として横浜市子育て支援課長齋藤真美奈様に御出席いただいております。

続きまして、資料の御確認をさせていただきます。

資料1 「子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会の設置について」

資料2 「子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会専門研修WT（地域子育て支援）の公開の取扱いについて（案）」

資料3 「子育て支援員（仮称）の創設について（案）」

資料4 「子育て支援員（仮称）研修の基本研修科目等（素案）」

資料5 「子育て支援員（仮称）研修制度専門研修WTにおける検討項目等について」

資料6 「専門研修カリキュラムの検討について（利用者支援事業）」

資料7 「専門研修カリキュラムの検討について（地域子育て支援拠点事業）」

参考資料1 「子育て支援員（仮称）研修制度の整理」

参考資料2 「利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業の概要について」

参考資料3 「専門研修（放課後児童コース・地域保育コース）の現時点の研修カリキュラムについて」

以上、お手元でございますでしょうか。

それでは、議題に入らせていただきます。

議題1は、「座長の選出」でございます。

当ワーキングの座長につきましては、橋本構成員に既に御内諾いただき、親会となる子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会にも御出席いただいているところでございます。

橋本構成員に座長をお願いしたと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 ありがとうございます。改めて御了解いただきました。

橋本構成員に座長に就任していただきたいと思います。

それでは、早速でございますが、以降の議事進行を橋本座長にお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○橋本座長 本ワーキングの座長を仰せつかりました橋本真紀です。皆様の御協力をいただきながらワーキングの円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます前に、事務局から本検討会を進めるに当たっての公開の取り扱いにつきまして御説明をお願いいたします。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 それでは、資料1と資料2でございます。

まず、資料1、本検討会とワーキングの設置についての設置要綱でございます。

目的でございます。社会保障・税一体改革における子ども・子育て支援の充実としまして、子ども・子育て支援新制度の実施や社会的養護の充実が挙げられております。

新制度につきましては、平成27年4月から施行する方針のもと取り組んでおりまして、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター等、地域子育て支援拠点事業につきましても、新たに子ども・子育て支援法に基づく給付または事業と位置づけられております。また、社会的養護につきましても、より家庭的な養育環境を整備するということになっております。

これらの事業の拡大に伴いまして従事する人材の確保が必要となる。これらの担い手の確保のために研修を修了した方が必要になるわけですけれども、そのための研修といたしまして子育て支援員（仮称）研修制度を創設することとしております。

このため、子育て支援員の認定を受けるために受講しなければいけない研修カリキュラムや研修時間数について、雇用均等・児童家庭局長が学識者の参集を求めまして、検討を行うものでございます。

2番にありますように、本検討会につきましては親会と4つのワーキングで構成されております。4つ目のポツに下線を引いておりますけれども、本ワーキングにつきましては、「専門研修ワーキングチーム（地域子育て支援）」として設置をしております。

(2) にありますが、構成員は別紙のとおりでございます。

(3) で「検討会等にそれぞれ座長を置く」となっているところでございます。

資料1の4ページ目に本ワーキングチームの名簿が整理されております。御確認ください。

次に、資料2でございます。こちらで本ワーキングの検討会の公開の取り扱いについて整理をしております。検討会の議事要旨及び資料については公開とする。

ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議を非公開とすることができます。

「特段の事情」というものが次の①から④に整理されております。こちらにつきましては、厚生労働省通知「審議会等会合の公開に関する考え方」の抜粋でございます。

資料の御説明は以上でございます。

○橋本座長 ただいまの事務局からの提案につきまして、何か御意見はございますか。公開という方向の事務局の提案ですが、御異論がなければ、これで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○橋本座長 ありがとうございます。

それでは、公開ということで進めさせていただきたいと思います。

議事に移らせていただきますが、本日の議事の確認、進め方について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 まず、議事の進め方といたしましては、最初に資料3、4、5で子育て支援員に関する親会での検討状況について御報告をいたします。

その後、資料6、7としまして専門研修カリキュラムについて御検討いただくということを考えております。大体それで2時間程度ということを考えているところでございます。

○橋本座長 次に、本ワーキングチームの親会となる「子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会」におけるこれまでの検討状況等について、及び本ワーキングチームにおける検討事項等について、事務局より御説明をお願いいたします。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 それでは、資料3をお手元をお願いいたします。

この紙は、子育て支援員全体の枠組み、イメージ図を整理した資料でございます。

1枚目で子育て支援員の全体像、イメージを整理しております。子ども・子育て支援新制度では保育所や認定こども園、幼稚園だけでなく、こちらの図の真ん中にあるような小規模保育とか家庭的保育、あるいは放課後児童クラブなど、地域の子育てニーズに対応した子育て支援について充実を図り、量的拡大を図っていくということとしております。

それに伴いまして、これらの事業を担う担い手の確保が必要になるというところでございます。これらの事業につきましては、保育所などと違いまして、有資格者以外の方々も支援の担い手として想定しております。

そのための研修制度は従来から設ける必要があったのでございますけれども、先ほど竹林のほうから御説明がありましたように、女性の活躍推進や女性の就業機会拡大という一方の要請がございまして、資料にございますような子育てが一段落した地域の人材、これらの方々を対象といたしまして子育て支援員研修を提供して人材養成をすると。様々な方々が子育て経験や就業経験を生かしまして活躍していただくということで、それぞれ子育て支援員として認定を受けていただき、ここにあるような事業に従事していただくということを考えております。

「子育て支援員」という名称でございますけれども、個々の事業の名称では、例えば小規模保育であれば「保育従事者」、家庭的保育であれば「家庭的保育補助者」とありまして、「子育て支援員」という名称につきましては、研修を修了した方の名称ということで、親会において橋本座長から御提案がございまして、「ゆるやかな」総称というふうなイメ

ージ、この研修を修了した方の総称という位置づけとなっている次第でございます。

1枚おめぐりください。

2ページ目では、子ども・子育て支援新制度の中のどの辺がこの事業に当たるのかというところが整理されております。真ん中で赤い楕円が当たっていますけれども、この部分が子育て支援員として従事していただくということを想定されている事業になります。

3ページ目でございます。口頭で既に説明しているものと重複しますが、「趣旨」のところにありますように、子育て支援新制度においては、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等が新たに法律に基づく給付・事業となり、これらの事業の拡充に伴い、人材の確保が必要である。このため、育児経験豊かな地域の人材を主な対象として必要な研修を提供する。その研修を修了した者を「子育て支援員」として認定する。その上で、先ほど申し上げたような分野で活躍していただくということを考えております。

具体的な認定の制度でございます。真ん中にありますように、子育て支援員研修の中身につきましては、国がガイドラインを定めまして全国共通の研修課程とする。その上で、実施主体は都道府県または市町村としております。

ここで都道府県または市町村としておりますのは、先ほど申し上げました事業につきましては実施主体が市町村となっていることから、市町村とするとともに、新制度では、人材確保につきましては都道府県が中心的役割を担うものとされているところから、都道府県もあわせて実施主体としております。

次の○でございます。研修を修了した方につきましては、全国で通用するという仕組みを考えております。

3つ目の枠でございます。今後の課題でございますが、子育て支援員研修を修了して従事された方につきましては、さらに意欲のある方について、保育士とか家庭的保育者、放課後児童支援員等を目指しやすくする仕組みを検討するという事を考えております。

次に、資料4をお手元をお願いいたします。

資料4は、先週金曜日10月17日に親会で取りまとめました基本研修の科目の素案でございます。素案の考え方が1ページ目でございます。こちらの資料は、一度素案として親会に提出したものを再度見直しておりますので、「再整理の考え方」という形になっております。

まず、考え方としまして、子育て支援員の基本研修として、「何を学ぶのか」「研修の目的」「専門研修との関係」について整理しています。

「何を学ぶのか」ということにつきましては、最低限修得しておくことが必要となる基礎的な知識・原理・技術・倫理に関して学ぶというところ。

「研修の目的」といたしましては、子育て支援員としての役割とか、子どもへの関わり方を理解し、子育て支援員としての自覚を持つことができることを目的としております。

「専門研修との関係」におきましては、各事業の対象となる子どもの発達や特性、年齢

に応じた具体的な内容については専門研修において修得するというのをまずは基本研修の中身としております。

その上で、7つの論点がございまして、こちらは7つの論点から導き出した5つの整理方法をもとに研修科目を整理させていただきました。

1ページをおめくりください。こちらが先週の検討会でお示した科目の内容でございます。全部で8科目9時間で御提案させていただきまして、そちらに見直し案がございませぬ。それぞれ見直し内容が黄色い枠に書いてございますが、金曜日の議論ではこちらの枠組みをさらに見直しまして、資料の6ページになります。当初案でございました8科目9時間からF案6時間までの研修の構成を提案させていただきまして、前回17日の検討会ではC案をベースに、プラス総合演習として1時間となっております。時間数としましては8時間8科目というところで、総合演習の1時間につきましてはレポートの提出にも変えられるということで、取りまとめを行っているところでございます。

7ページにつきましては、基本研修と専門研修を積み上げたらどのぐらいの時間数になって、これまでの研修とどういう差があるのかというものを整理した資料でございます。

当ワーキングにおきましては、この専門研修をベースというか、そもそも専門研修として必要なものの中から基本研修に相当するものを整理しながら御議論いただきたいと考えております。

次に、資料5でございます。資料5では当ワーキングにおきまして検討していただきたい検討項目等について整理をさせていただきました。

まず、第1としまして「検討すべき項目」でございます。子育て支援員の専門研修（地域子育て支援コース）の研修カリキュラムとして必要な内容（科目・時間数）について御議論いただきたい。検討すべき項目と考えております。

内訳としまして、利用者支援事業については基本型と特定型、さらに地域子育て支援拠点事業となっております。

2番目で「検討すべき事項についての論点整理」を整理させていただきました。

(1) 利用者支援事業の基本型と特定型のカリキュラムについてです。

最初の○でございますが、利用者支援事業につきましては、他のコースの事業と比べまして、事業の性格や従事者の役割が異なりますので、基本研修部分は共有しつつも、専門研修では利用者支援事業の性格や従事者の役割に応じた研修カリキュラムを検討するところ。

2点目でございます。基本型と特定型、それぞれの事業内容に応じた研修カリキュラムについて検討する。

3つ目です。保育士等の有資格者に対して、受講科目を免除するか否かという部分について御検討いただきたいと考えております。

(2) 地域子育て支援拠点事業における研修カリキュラムです。

1つ目の○です。当初案では、地域子育て支援拠点事業につきましては専門研修を経ず

に、基本研修だけというものでございました。その後、親会の議論の中で、この拠点事業についても専門研修が必要であろうという意見に達しまして、地域子育て支援拠点事業につきましても基本研修だけでなく専門研修を設けることになっておりますことから、その専門研修部分についてカリキュラムを検討するというところ。

2点目です。(1)にもございましたが、保育士等の有資格者に対する受講科目等の免除について検討するというところ。

(3)で、従事者に対するフォローアップ研修とか現任研修の取り扱いについて御検討いただきたいと考えております。

駆け足でしたが、説明のほうは以上でございます。

○橋本座長 ありがとうございます。

ただいま資料3、資料4、資料5につきまして事務局のほうから説明がございましたが、何か御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いいたします。

奥山構成員、お願いします。

○奥山構成員 それでは、お聞きしたい点なのですけれども、今、もう既に担い手になっている人たちもそれぞれの自治体の研修を経てなさっていると思うのですが、もう既になさっている人たちはこのままでよろしいのかということと、新たに担い手になる人たちがこのカリキュラムを経てなっていくということでもよろしいかどうかということが1つです。

先ほど共通研修は全国で通用するということでした。それはとてもいいことだと思うのですけれども、その際、市町村によってはこれまで独自でやってきた研修があるのでということで、この枠組みでないものやってもいいけれども、全国共通では使えないというような、そういう形になるのでしょうか。できれば統一されることが望ましいとは思いますが、その辺は親会議のほうではどんなふうに検討されていますでしょうか。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 済みません。少し説明が漏れてしまいました。資料3の4ページ目をごらんください。

4ページ目に「『子育て支援員』の創設について(研修体系イメージ)」がございまして、基本研修とか専門研修の上に矢印が上っています。真ん中のほうに赤枠で入っている事業、小規模保育や家庭的保育など、これら4つの事業につきましては研修の受講が従事する要件になっております。それ以外の事業につきましては従事要件となっておりません。ですので、現行でもそうなのですけれども、赤枠以外の事業については研修を受けずとも従事することができるというところでございます。

我々といたしましては、これらの事業につきましても質の確保、質の向上が必要と考えていますので、ぜひこういった研修を各自治体で実施していただいて、研修を経た方が従事できるようにしていきたいと考えています。

次に、共通研修を既に独自でやられている部分でございます。将来的には子育て支援員研修に寄せていくということを考えていまして、現行、各地域で行われている事業がこの子育て支援員研修と重なる部分があるようであれば、その部分について子育て支援員の研

修として、例えばコアな部分が子育て支援員研修で、広がる部分について地域独自で行うものであれば、コアな部分については子育て支援員研修として実施していただけるのではないかと考えています。

○奥山構成員 もう一つだけよろしいでしょうか。

○橋本座長 はい。

○奥山構成員 この子育て支援員のもともとの計画のところに女性活躍ということがあると思うのですけれども、私も子ども・子育て会議で少し意見を申し述べさせていただいたのですが、地域には割と年配の方、若い学生さんとかそういう方たちもいると思うのですけれども、その対象者というのは、女性活躍という文脈の中ではあるけれども、幅広に捉えていいということによろしいでしょうか。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 そのとおりでございます。

○奥山構成員 ありがとうございます。

○橋本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。渡辺構成員、お願いします。

○渡辺構成員 質問になるのですが、親会のほうの議論をちゃんと踏まえていないので、基礎的な質問になって申しわけないのですけれども、資料3の最終ページの図に基づいて質問させていただくならば、要するに、基本（共通）研修部分、1階建て部分と2階建て部分があるのですが、これは後先がどうなるかというところですか。基本的に2階建て部分というのは基礎研修を受けた者しか受講できないのか。それとも順序が逆でもいいのかどうか。その部分についてはどのような形になっていますか。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 順番としましては、基本研修を経た上で専門研修に進むということを考えております。

○渡辺構成員 そうすると、受講対象としては、基本的には基本研修を修了した者ということが前提になるという形によろしいですか。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 はい。

○渡辺構成員 わかりました。

○橋本座長 私のほうからも質問をよろしいでしょうか。今の渡辺構成員の御発言から考えますと、既に地域子育て支援拠点事業のさまざまな研修を受けておられる、既に従事者になっていらっしゃる方は、基本研修を受けなくても事業を担当していてよいという考え方ですね。これからなられる方は基本研修を受けてからということになるというお考えなのでしょうか。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 そうです。

○橋本座長 ほかの構成員の方々はいかがでしょうか。渡辺構成員、お願いします。

○渡辺構成員 何回も質問して申しわけありません。

これは従事する要件とは関係ないということですね。例えば拠点事業であれば、拠点事業の実施要綱に基づいて一定の働く資格さえ満たしていれば、この支援員の資格を持って

いなくても働くことはできるけれども、その方であろうが、今、従事していない方であろうが、これを取りたいと思った場合には1階建て部分からスタートして、2階に進むようにしてくださいねということになりますね。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 はい。

○渡辺構成員 ありがとうございます。

○橋本座長 村上構成員、お願いします。

○村上構成員 女性の人材登用、確保なのですけれども、総論として、どれくらいの枠が創設されて、どれくらい多くなるのでしょうか。前提としての数を把握していないものですから、これをするによってどんなふうに拡大が行われるのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 実は具体的な数字、どのぐらい員数が必要かというのは、正確には把握できていません。というのは、新制度の中の市町村子ども子育て事業計画がございまして、その中でどのぐらいニーズがあって、どういったサービスが提供されるかということにかかわってきまして、その上で、現に地域にあるインフラとか従事者との差し引きとなりますので、実際どのぐらいかというのは今の段階では把握ができていないというところでございます。

○竹林少子化対策企画室室長 ちょっと補足をしますけれども、今、各自治体、特に市町村レベルでニーズ調査をやって、各市町村ごとの各事業の需要をまず確定してくださいと。それと実際にあるサービスを比べて、足りないところは5年以内に追いつかせるような、供給をふやす計画をつくってくださいというお願いをしまして、一応10月1日時点でこちらのほうにその状況を報告してくださいというお願いをしています。

ところが、実際10月1日は過ぎてはいるのですが、県経由で集めているのですが、先週末の時点で大体3分の2ぐらいの提出状況で、3分の1ぐらいは県の手元にも全部そろわないので、もう少し時間をくれというような状況で、まだ完全に集まっていませんし、集まってきたやつを見ても新制度の趣旨を完全に踏まえられていない。例えば5年間で需要と供給がバランスするような計画になっていないところが散見されたりして、中身の精査もちょっと要ると思っているので、そのあたりは時間がかかると思います。

ただ、いずれにしても、それが全市町村から出てきて、中身の問題があるところも精査できれば、形としてはそれを全部積み上げていけば日本トータルで、保育所以外の保育サービスの量を各市町村が5年間でどれぐらい想定しているのかとか、あるいは拠点事業をどれぐらいふやそうとしているのかとか、そういったものが一応積み上がるはずなのでね。

そうすると、こちらの保育のほうは従事要件ですから、ほぼ機械的に、これらの事業によって何人分ぐらいのキャパを想定しているかがわかれば、配置基準とかを逆算すれば必要となる人の数というのがわかってくる。

それから、拠点事業や利用者支援事業のほうは、従事要件ではありませんから、必ずし

も箇所数とびたっとイコールになる必要は法律上はないわけですが、それにしても、これから新規にやっていただく方については、この研修をクリアして従事していただく方が望ましいというふうに考えていますので、市町村の計画が上がってくれば、大体の今後の望ましい養成量というのが見えてくると思うのです。

ただ、いずれにしても、今日この時点では先ほど申し上げたような状態で、作業途上ということですので、もう少しお時間をいただければと思います。

○橋本座長 ありがとうございます。めどとしては大体いつぐらいにわかりますでしょうか。

○竹林少子化対策企画室長 11月の半ばまでにはと思っていますのですけれども、市町村によって、計画の内容に疑問があるという場合に、どういうふうにしてその補正をしていったらいいのかというのが、見かけ上はそぐっていないようですが、その市町村なりにいろいろ議論をして、そういうやり方しかできない場合もあるだろうし、単純に勉強不足というか、趣旨を取り違えている可能性もある。直してほしいと言ったときに、すぐに打てば響くように返ってくるのか、そうでないのか。

あるいは全部の市町村が完璧にそろうのを待つと相当時間がかかると思うのですけれども、ただ、日本トータルで大体これぐらいでいいというのは、100%そろわなくても、九十数%そろえば大体見えてくるものですから、どこかの時点で割り切ってやるということも考えられるところなのです。

ただ、今日が20日ですので、10月中は無理だろうなと思っていますのです。11月の半ばぐらいにはめどをつけたいなど。我々の予算編成にもちょっとかかわってくるものですから、そうは思っていますが、確たる日付までは今、申し上げられません。あと2～3週間、遅くとも1カ月ぐらいの間にはめどをつけたいと思っています。

○橋本座長 村上構成員、よろしいでしょうか。

○村上構成員 金額的には総量、どれぐらいが今後計画されるのか。概算要求等があるのでしょうかけれども、この支援員にかかわる人件費的のところは大体どれぐらいの総額になる見通しなのでしょうか。

○竹林少子化対策企画室長 今のは研修のほうですか。それとも支援員そのものの。

○村上構成員 支援員そのものの。人材確保というのは、イメージとしてどれぐらいの量で、どれぐらいのクォリティーでというのが余りイメージができないものですから。

○竹林少子化対策企画室長 それは日本トータルでという意味ですか。

○村上構成員 トータル。つかみでいいのですけれども。

○竹林少子化対策企画室長 まず、数というものがどうなるかということは、自治体の計画を見てみないと積み上がらないということがありますけれども、まず保育系の各事業については、今年の5月末にお示しした仮単価ではイメージとして非常勤職員の単価計算で提案をしているところです。ただ、非常勤単価では低過ぎるという声を今、いただいているところですので、その声に対してどう対応するかというのは、この予算編成過程で少し

議論になるところだと思っています。

いずれにしても、単価自体も仮単価では非常勤単価ということで、地域保育コースの上に乗っかっているような赤い枠、小規模保育とかこの辺につきましても、従事者のほうは非常勤単価だけど、ちょっと安過ぎるのではないかという声がある。ですから、その調整をどうするか、まだ決まっていない。

利用者支援事業のほうの専任職員は、常勤職員の単価ということで、研修体系は一緒ですけれども、単価としてはかなり高いものを御提案しているところです。

そういう1人当たりの単価と人数を掛けて全体の予算額が出てくるものですから、支援員という切り口でどれぐらいの規模になるかというのは、単価のほうもまだ未確定な部分があり、人数もまだ未確定な部分があるので、今後そういうのをちょっと考えていきたいと思えます。

○村上構成員 内容に合った研修にしないと、単価が低いのにハードルの高い研修をしても余り意味がないかなというのがありますので。みんなモチベーションが上がれば、それだけ高い研修もやれるかもしれないと思いましたので、一応お尋ねしました。

○橋本座長 齋藤構成員、堤構成員はいかがでしょう。

○堤構成員 子育て支援員でなくても、利用者支援と地域子育て拠点の専任職員は従事の要件ではないというところなのですが、先にお出しいただいた利用者支援のガイドラインのほうには「都道府県又は市町村が実施する研修を必ず受講することを基本とする」となっていて、そこが実施市町村は混乱するので、でしたら、子育て支援員の研修のプログラムのガイドラインには、「このガイドラインに沿った研修を受けた人」としてしまったほうがいいかなということを感じています。

○橋本座長 ありがとうございます。堤構成員がおっしゃるのは、基本研修と専門研修、両方のことですね。

○堤構成員 そうですね。去年の検討会、皆さんで意見を出したときに、研修は必修とするという御意見が出たような気がします。利用者支援は特に研修は必修として、それをガイドラインにうたっていただくということにすればいいかなと思っています。

○橋本座長 専門研修の必修という。

○堤構成員 利用者支援のところですか。

○橋本座長 事務局のほうから少し整理をお願いしたいと思います。

○竹林少子化対策企画室長 まず、赤枠がついているものは、研修を受けた者でないと従事できないというのが法令レベルで決まっているものなのですね。

利用者支援事業はちょっと特殊な事業でして、子ども・子育て支援法にしか根拠がないのでしょうか、児童福祉法には根拠がなくて、これは国会修正で追加された事業という経緯もありまして、そういう意味では、法令上、研修を義務づけるということがそもそもできていない事業ではあるのです。

ただ、今、堤構成員から御指摘があったように、昨年やりました委託研究の中で、皆さ

んから事実上、研修は義務づけるべきだというような御意見を強くいただきましたので、ガイドライン上は研修を受けることを基本とするみたいな書き方で、法令上の義務ではないけれども、私どもとしては極力。だから、厳密に研修を受講していない人が従事したときに認可基準違反とか、そういう法令上のサンクションをかけられるような状態ではない。そういう意味では、あくまでもお願いベースなのですが、基本は受けてくださいと。それを行政の姿勢としてはしっかり示すというふうな、ガイドライン上の義務みたいな取り扱いにさせていただいたということであります。

あのガイドラインをまとめる時点では、この支援員のほうの検討が、まさに時間軸が逆でしたから、一定の結論を得られた後には、ガイドラインそのものを書き直すのか、ガイドラインに注釈をつけるような別の形で補強するのか、いずれにしても、この検討会の成果を踏まえた形で研修体系などは、最低でもこういうふうに読みかえてくださいみたいなものはしっかり出そうと思っています。

○橋本座長 渡辺構成員、お願いします。

○渡辺構成員 たびたび質問をして申しわけないです。この研修体系イメージ自体を完全に把握していないので教えていただきたいのですが、資料4「子育て支援員研修の基本研修科目等」の最終ページの基本研修<7科目>、<8科目>というのは、7科目案と8科目案があるということですね。

その右側に「選択とした場合」と「選択としない場合」というのがありまして、これは未決定で、要するに、2階建て部分を1つか2つ取れば子育て支援員というふうになるのか、それとも全部受けなくてはいけないというふうになるのかというのは、まだ決まっていないということですか。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 こちらは資料3を見ていただきたいのですが、実はこの記載は地域保育コースに関するものでございまして、地域保育コースの中に事業が5つございまして、当初はこの5つを一体的に研修するという事務局案であったのですがけれども、地域保育コースの検討会の中で、さすがにそこは預かり時間が長いものと短いもの、あるいは集団性があるものとないもので差があるので、内容的に分けたほうがいいのではないかという御議論がございまして。その中で、研修のあり方としまして、地域保育コースの中で選択としない場合と選択とする場合をセパレートして、例えば集団性があるものと集団性がないもので分けてやる場合と、集団性があるがなかろうが研修としては全部受けてもらうというのが選択としない場合で、時間数のほうも26.5時間から25.5時間と長くなっています。選択とする場合については、例えば家庭的保育をやる場合には集団性が余りないので、集団性の部分の研修については受講する必要はないのではなかろうかと。そういった部分があるので22時間から21時間という形になっております。この部分については地域保育のお話ということでして、少し分け方が紛らわしくて申しわけございません。

○渡辺構成員 そしたら、例えば拠点の従事者の方が基本研修を受けて、地域子育て支援コースのほうの研修を受ければ、この時点で「子育て支援員」というふうに名乗っていい

わけですね。

子育て支援員というのは、基本的に2階建ての部分のどれかのコースを必ず修了しないと「子育て支援員」と名乗ることはできないということによろしいですか。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 そうです。

○渡辺構成員 もう一つ、これはどちらかという親会のこと、このことではないのですが、ちょっと教えてほしいのです。実施主体は都道府県であったり、市町村であったりするわけですが、例えば基本研修はたまたま都道府県がやっている研修のほうで受けましたと。地域子育て支援のほうは、市町村のほうがその研修をやってくれていたの、それを受けましたと。あるいは基本研修の部分を例えば何県で受けたのですけれども、その方が引っ越しをされて違う都道府県の市町村で2階建ての部分を受けましたというふうに、要するに、誰がどの研修を受けたかというのを管理というか、それがないと、子育て支援員として教育を修了したかどうかということを確認することができないと思うのですが、そこら辺の管理の仕方というのはどんなふうに考えていらっしゃるのですか。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 今、検討している段階では、できることなら同一の実施主体で基本研修、専門研修を受けるのが望ましいわけですが、先生がおっしゃったような部分がございますので、まず基本研修を受けた段階で履修証明書なり受講証明書を発行しまして、それを持って専門研修を受講するというところ。それぞれの実施主体のほうで受講したデータを管理していただくというのをベースにしながら、受講した人が東京とか埼玉県に移ったならば、埼玉県にその受講証明書を提出して基本研修を受けたことのあかしとして、専門研修を受けると。専門研修を受講した埼玉県のほうで認定証を発行するというような仕組みを考えております。

○渡辺構成員 わかりました。ありがとうございました。

○橋本座長 ありがとうございました。

先ほどの堤構成員からの御意見のところなのですけれども、昨年度の検討会で研修を必修とするとおっしゃっていたのは2階建ての利用者支援事業のところのお話だったと思います。子育て支援員の基本研修に関しましては、前提として保育士資格などを持っていない方の研修を検討するという事になっておりますので、これからこの検討会で、利用者支援事業では保育士資格を持っていても基本研修を受けなければならない、そういう意見がまとまるようでしたら、そうなるかもしれないと思うのですが、前提としては、子育て支援員の基本研修のところは保育士資格や社会福祉士、そういう専門の資格を持っておられない方がここは受けるという、その理解で進めさせていただければと思います。

齋藤構成員、よろしいでしょうか。また何かありましたら戻って御質問いただければ。

○村上構成員 もう一ついいですか。

○橋本座長 どうぞ。

○村上構成員 一時預かりは、一時保育が一時預かりになったのですけれども、そのほかは「保育」という言葉が残っています。「地域保育」と言う場合には、今まで「保育」と

いう概念で捉えた保育と言葉としては一緒ですね。となってしまうと、どうしても今まで「保育」として捉えていた保育士、専門性のある仕事とこの保育というのが同じように論じられてしまうと、同じ保育内で保育士が行う保育とこちらも同じになってしまいますね。こちらは支援員の保育になってくるし、こちらは養護と教育を兼ね備えた保育という概念でされとなれば、言葉としてこんがらかってくるのではなかろうかという気がします。

現場としては、「保育」という言葉をこの中で使ってしまうと、ちょっと混乱が生じるのではなかろうかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○竹林少子化対策企画室長 先生の御懸念の趣旨はよくわかります。一般的にこの国の保育サービスは、認可保育所が圧倒的な中核で担ってこられたので、保育所での保育がいわば保育だというふうに多くの方が思っているから、この辺はそういう意味では保育ではないのではないかというような印象を持たれる方も実際にいらっしゃるのではと思います。

ただ、法令上の話から入って恐縮ですけれども、法令上の保育はもう少し広い概念でございまして、「家庭的保育」というのも法令上の用語であります。あるいは「事業所内保育」というのも法令上の用語でありまして、保育所の保育は当然集団性が基本にあるわけですけれども、家庭的保育のような集団性のないものについても法令上は「保育」という定義がされていたり、事業所内保育もしかりであります。

また、小規模保育についても保育士の資格のみの、要するに、保育所のミニ版という形で制度化すべきではないかという議論も大分ありましたが、一方で、現実に認可外保育施設の中では、保育士と保育士資格を持たない方の組み合わせでやっておられる事業もたくさんありまして、そういったものもなるべく新制度の門戸を開いて、新制度に入ってきていただいた上で質の向上を図っていくということが、ずっと制度の外に置くよりはいいのではないかと。こういう話もありまして、全員が保育士で構成されている認可保育所の保育以外の、もう少し幅広い概念の保育というものも現実問題としてこの法令なり新制度の体系の中では「保育」ということになっていると。

ただし、小規模保育についても、A型は全員保育士ですし、B型は保育士とこの研修を受けた方の組み合わせでやっていくということでもあります。

また、家庭的保育についても、かなり分厚い研修を受けた人がメインにまわっていて、その人の補助者として研修を受けた人がやるということですので、議事録に残るとあれですけども、ここはサブというか、補助としてやっていただく方の研修体系なので、この研修の外にそれぞれの事業ごとに保育士がしっかりいたり、保育士に匹敵するような家庭的保育の認定研修を受けたりしたような人がいて、その組み合わせでやる方の研修体系ということですので、保育所の保育みたいな、全員が保育士の方とはちょっと違いますが、こういったものも含めて新制度を運営していくということになっていることを御理解いただければと。

○村上構成員 わかりました。

○橋本座長 ありがとうございます。

「保育」という言葉に関しましては、法律の中では家庭で行われる子育ても「保育」と呼ばれているものですから、これから村上先生など、現場の先生方と保育関係の私どもなどで力を寄せて「保育」の概念というのを整理していく必要があるなど考えました。貴重な御指摘ありがとうございました。

それでは、次に私のほうから資料6の利用者支援事業研修カリキュラム（案）について御説明をさせていただきます。

それが終わりましたら、引き続き渡辺構成員から資料7、地域子育て支援拠点事業研修カリキュラム（案）について御説明をお願いしたいと思います。

資料6のほうをごらんいただけますでしょうか。「専門研修カリキュラムの検討について」。利用者支援事業の専門研修についての目的、考え方、検討点等を示しております。

まず、研修の目的は、「利用者支援事業に従事する職員に必要な基礎的な知識や技術等について習得し、事業に従事する職員としての資質の確保を目的とする」としております。

「科目の考え方」ですが、先ほど室長のほうからもお話がございましたように、昨年度の検討を踏まえて、新たに今年度、他の子育て支援員の制度の研修等も考慮しながら検討させていただきたいと思っております。

「科目の考え方」です。利用者支援事業は、中心となる援助方法が間接的支援であることから、事前の研修や知識の提供よりも実際の事例対応を通して援助方法を身につけていくほうが効果的であると予想されます。

つまり、利用者支援事業の従事者に求められますのは、状況に応じてさまざまな関連要因を見きわめながら、適切なサービスや支援を選択し、仲介していく力量ということです。

ただし、事前に学ぶ視点を提供しておくことで実践からより効率よく必要な知識や技術を従事者自身が習得していくことができると考えられます。

そこで、専門研修は従事者が実践から学ぶための視点の提供を中心として、最低限の研修内容を提供することにしております。

2点目です。利用者支援事業の専門職員は、地域子育て支援の一定の経験を有する者である必要があることから、これまでの経験を生かして、自身で主体的に情報収集と整理を行う力を身につけておく必要があるということです。これは、利用者支援事業が実施される場合、それぞれの地域にある資源やその方々の状況に応じて必要となる情報が異なってまいりますので、従事者自身が自分自身で情報を収集し、整理していく力というのが一番求められるということです。

3点目です。付加する研修内容は、利用者支援事業実施要綱や昨年度作成いたしましたガイドラインに示される内容を勘案し、現段階では、地域資源の把握と記録の作成に関する内容を付加することが望ましいのではないかと考えて、提案させていただきたいと思っております。

先ほどもお話をさせていただきましたように、この事業に関しましては、従事者が実践

をしながら必要な力を身につけていくということなのですが、事業開始時に既に身につけておかなければならない知識というのが、一定の地域資源の情報と、事例が生じた場合に記録を作成する、この2点かと思われました。

4点目です。研修時間は、地域によって講義・演習の研修は都道府県で担い、見学実習は市町村が担うというふうに、それぞれの内容によって分担されることも想定されます。もちろん、松戸市さんのように全てを市町村が実施されるということも考えられます。そこで、講義・演習の研修時間は最短1日で終わられるように設定しておき、その前後にさまざまな見学・実習などもつけて、それぞれ市町村で担う部分、都道府県で担う部分ということで、分担しやすいようにしてはどうかと考えております。

ただし、先ほどお話しさせていただいたように、これは最低限の研修内容でございますから、8時間を超えての研修が望ましいということもこの研修をお伝えするときに明記しておくことが必要かと思われます。

これらを総合的に考えますと、これまでに検討してまいりました研修カリキュラム案に事前学習と見学実習を追加いたしまして、専門研修に位置づけてはどうかということを提案させていただきたいと思えます。

「検討点」といたしましては次の3点になります。

1点目は、子育て支援員研修制度の他の専門研修コースの研修時間・研修内容との整合性についてということです。

先ほどの資料3の4ページに子育て支援員に含まれるさまざまな事業と専門研修の一覧が図示されておりますが、例えば先ほどから議論の対象になっております地域保育コース、小規模保育、一時預かり事業に関しましては「保育従事者」となっておりますが、家庭的保育は「保育補助者」ということになっております。

ファミリー・サポート・センターに至っては、これは市民活動という位置づけですので、地域によっては「有償ボランティア」というような呼び方をされております。

保育補助者と考えられるような方々の研修よりも、利用者支援事業というのは、現在、年間670万ぐらい補助がついておりますが、専任職員と呼ばれる方々の研修が、保育補助者よりも研修時間が少ないということになりますと、やはりそこは少し課題と考えられます。もちろん、研修内容が違いますので、時間だけで考えられるものではございませんが、他の事業との関連、あるいは時間数との整合性というものを検討する必要があると考えました。

もとの資料に戻っていただきまして、2点目です。利用者支援事業には基本型と特定型というのがございますが、昨年度は基本型を中心に研修の内容を考えてまいりました。特定型に関しては、現在、研修については内容も時間も検討されておられませんので、特定型の研修をどのようにしていくのかということがございます。

3点目が、子育て支援員研修制度の基本研修の修了者も、その後、地域子育て支援拠点事業等の一定の地域子育て支援の実務経験を有していれば、この利用者支援事業の研修を

受けられるようにするなど、基本研修を受けた人がそのまま専門研修を受けられるようにするのか、利用者支援事業の職員が専任職員という一定の専門性を有するといった場合に、何か実務経験などを課すのか、その点を検討する必要があると考えました。

2 ページ目に今のお話を表にしたものがございます。真ん中の「講義・演習（8時間）」というところが昨年度、皆様と御一緒に検討させていただきました講義内容あるいは演習の内容となっております。それに事前学習といたしまして地域資源の把握というもの、時間数としては8時間ということをつけています。これは自身が従事する市町村の地域資源を事前に自分で情報収集をしておくということです。「宿題形式」というふうに書いてありますが、それを自分で事前に学習した上で講義・演習に参加する。講義・演習の中の③の講義「地域資源の概要Ⅰ」というところで、それぞれ事前に学習してきた資料をもとに、講師からその地域資源について説明を受けるということはどうかという提案です。

また、地域資源の講義の後、演習のところで事例に基づいて、自分自身の従事する地域であれば、どのような支援が考えられるかというふう実際に検討していくということになっております。

最後に、「見学実習（8時間）」というものは、別の日程になるかと思いますが、受講者自身の地域の資源に実際に伺って見学をしていくということです。この見学実習に関しましては、昨年度の最後の検討構成員会の際にも御提案をいただいていたかと思えます。

一応このような案で御検討いただけたらと思えます。

あと、参考資料に子育て支援員の基本研修の内容等を添付しております。

以上です。

渡辺構成員のほうから地域子育て支援拠点事業の専門研修について御説明をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○渡辺構成員 それでは、説明させていただきます。

まず、1 ページ「専門研修カリキュラムについて」ということです。

「研修の目的」については、「地域子育て支援拠点事業に従事する職員に必要な基礎的な知識や技術等について習得し、事業に従事する職員としての資質の確保を目的とする」ということです。現在は本当に幅広くいろんな方々が実践にかかわって、それがこの拠点事業のよさだと思っているのですけれども、支援者が提供する支援の質の向上ということがその質を担保することにもなると思えますので、こういった内容になっております。

「科目の考え方」については、子育て中の親等のよき相談相手。

利用者同士の紹介や交流の促進。

地域の子育て資源との連携、その促進というふうになっておりますが、これは皆さんも御承知のとおり、児童福祉法の規定、あるいは地域子育て支援拠点の基本4事業等と大体マッチした内容という形になっております。

「などの役割が求められることから」ということで、「相談対応にかかる技術や他の職員や他の関係機関との連携方法等にかかる知識や技術等の習得を図る」というところがこ

の専門研修カリキュラムの中での役割ということにもなってくると思いますが、ただ、この「相談対応」ということに関しては、同じ相談支援としては先ほど橋本先生のほうから御提示いただいた利用者支援がありますので、私どもとしては、相談というのは、要するに、利用者支援のような個別支援で、場合によっては例えば要支援家庭であったり、さまざまな課題を抱えている家庭に対して割と深くかかわっていくという相談支援の位置づけというよりも、まず身近な場で本当にささいなことでも御相談に乗れるという意味での相談対応であったり、あるいはそのために親子が気兼ねなく来られる居場所をちゃんと作りましょうということで、そういう環境づくりということも含めたものを「相談対応にかかる技術」というふうに捉えておりますので、そういったところから利用者支援とは「相談対応」という意味合いがちょっと異なってくるかなと考えております。

「検討点」としては、各自治体で実施、あるいはひろば全協等、自治体に委託している研修内容を踏まえて、共通研修に入っていない研修内容を専門研修として位置づけた案をつくっているつもりではおりますけれども、また御意見をいただければと思います。

それから、先ほど利用者支援との兼ね合いもちょっとお話ししましたが、先ほどの橋本先生の御提案との整合性を図るということも課題として必要かと思えます。

1枚おめくりいただきまして、専門研修カリキュラムということでございます。

「地域子育て支援拠点の全体像を捉えるための科目」ということで60分になっておりますが、こちらのほうは拠点の成り立ち、地域子育て支援拠点に求められる機能。ここは基本4事業。最近では社会的養護のほうの関連の部会とかでも予防型支援ということが明確に言われるようになってきておりまして、その中に地域子育て支援拠点、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業といったような訪問型支援を含めたものを第1次予防として位置づけていくという捉え方になってきておりまして、これもきちんと踏まえていただきたいと思っております。

それから、支援者の役割。どのような役割を担うことが必要なのかということ。

②の演習のほうは、講義も含めてということになると思えますけれども、今、子育てをしている方々がどういう状況に置かれているかということをもまず利用者の目線に立って理解するという意味での演習。

③のところは実際の活動ということで、子どもの発達、あるいは子どものための環境づくり、利用者のニーズに配慮したプログラムの実際というところでは、親御さんのニーズということももちろん含めて、活動のあり方を検討する。

そういったことを踏まえた上で、④、演習を通して具体的にプログラムを自分たちで作成して検討してみるというような演習。

あるいは地域の連携なども必要な事例についての事例検討。地域資源の連携づくりといったことも踏まえて、時間的には限られているのですけれども、大体6時間ぐらいで終わるぐらいの研修の案という形になっております。

3ページのほうは参考資料になります。

4 ページのほうは、私自身もかかわらせていただきましたひろば全協のほうで実施している研修内容の構成になっております。基礎研修だけで今、大体1,000人以上の方々が全国でこの研修を受講しておられますけれども、こども未来財団のほうから過去に3年間研究助成をいただきまして、橋本先生なども一緒に御協力くださって、現場の人たちと一緒につくってきたガイドラインがありますので、そういったガイドラインに沿った研修の内容ということを意識しております。

あとは北海道、福島県、岡山県といった他の自治体で行われているものも参考資料として加えておりますので、またこれも踏まえた上で後ほど御議論いただければと思います。

以上です。

○橋本座長 ありがとうございます。

それでは、まず最初に資料6の利用者支援事業研修カリキュラム案について、それぞれ構成員の方々から御意見をいただきたいと思います。

先ほど私の資料のほうでお示しをさせていただきました3つの検討点、「子育て支援員の研修制度の他の専門研修コースの研修時間・研修内容との整合性について」ということ、「類型（基本型・特定型）ごとの研修内容の検討について」ということ、「子育て支援員研修制度の基本（共通）研修の修了者も、その後に地域子育て支援拠点事業等の一定の地域子育て支援の実務経験の有無について（研修の受講要件について）」ということ、このあたりを中心に、もちろんこれ以外でも御意見がございましたらいただきたいと思いますが、地域子育て支援拠点事業の研修の検討もございますので、今から25分ぐらい、15時30分ぐらいをめに検討をお願いしたいと思います。奥山構成員、お願いいたします。

○奥山構成員 そうしましたら、1点目の「他の専門研修コースの研修時間・研修内容との整合性」というところで、ほかの部会が今、どんなふうな形で進んでいるかというのをまず教えていただければと思います。

○橋本座長 事務局、お願いいたします。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 参考資料3をごらんください。参考資料3におきまして放課後児童コースと地域保育コースの検討状況をお示ししております。

放課後児童コースにおきましては、現在、放課後児童クラブ支援員の検討会が先行しておりまして、1ページ目の左側にある黒いところがございます「16科目24時間」というのが今、放課後児童クラブの支援員のもの。この中から放課後児童クラブの補助員、子育て支援員用の研修カリキュラムを抜き出して作成するという作業をしておりまして、次回の専門ワーキング（放課後児童クラブ）で検討することとしておりまして、時間数として5時間から10時間というところで検討されております。

続きまして、地域保育コースでございます。3ページ目以降が地域保育コースのカリキュラムでございます。地域保育の中でもコースごとに対応を分けておりまして、地域保育コースにおきましては、先ほど示しました小規模保育、家庭的保育等5つの事業について共通する部分と、その上の、細かく分けると3階建てになりますけれども、それで分け

るという案を考えております。

9ページ目に家庭的保育の研修カリキュラム、11ページ目に小規模保育、13ページ目に事業所内、15ページ目に一時預かり、17ページ目にファミリー・サポート・センター、それぞれ検討時間を考えておりまして、ここにあるような時間数をそれぞれ整理しておるところでございます。

地域保育コースのほうは、この中に基本研修と重なる部分が含まれておりまして、その部分、重複の整理ができていないものと事務局から聞いております。

○奥山構成員 ということは、3階建てになるということなのですね。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 地域保育コースのほうは、先ほど言った選択しない場合は2階建てですが、選択する場合には3階建てみたいな形になるというところがございます。

○橋本座長 ほかの構成員の方はいかがでしょうか。渡辺構成員、お願いいたします。

○渡辺構成員 カリキュラムの内容、科目等については、特に異論はなくて、このような形で進めていただければと思っておりますが、①の「8時間相当」というのは、宿題的に出すので、人によってかかる時間が変わるだろうということなのだと思いますので、地域資源を把握して、3として見学実習（8時間）ということで、「地域資源の実際を見学により学ぶとともに、担当者との面識をもつ」ということなのですが、⑨の部分、①もちょっと絡んでくるかとは思いますが、例えばこれを都道府県がやった場合に、私が愛知県の場合であれば、名古屋市と私が住んでいる美浜町、人口が1万7,000人ぐらいしかない町とでは地域資源の整備状況から何から全く違いますので、例えば県がこの研修をやるという場合に、県の中にも市町村があり、そしてその社会資源の整備状況がかなり異なっているという状況の中で、こういった見学というものは何を基準にして行っていくかということについては少し検討が要るのではないかなと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○橋本座長 ありがとうございます。今、御指摘いただきました演習と見学に関しましては、こちらの検討会で内容について十分に議論されたものではございませんので、渡辺先生や村上先生など、あるいは市町村の皆様の御意見をいただいて、御指摘いただきましたように、どのような視点で地域資源を収集してくるのかとか、どのような方法で見学実習を行うのかということも詰めていく必要があるかなと考えられます。お願いします。

○渡辺構成員 では、意見なのですが、この捉え方をどういうふうにするかということだと思いますが、今の⑨見学実習のところは、「地域資源の実際を見学により学ぶとともに、担当者との面識をもつ」と書いてございますので、基本的には多分その方が活動される市町村の地域資源の見学を行って、ああ、こういう場所があるのだと見て帰ってくるだけでなく、そこの担当者の人たちとのつながりをつくってきてくださいというようなところだと思います。そうすると、それぞれの活動を想定している市町村というところでの研修ということが必要になってくると思いますので、都道府県がやる場合でも

市町村がやる場合でも、そういった内容のことをこのところにしっかりと明記しておかないと。自分の活動地域でないところの資源を見て帰ってきて、担当者と面識を持つというのも、そのときに担当者と関係をつくっても、それ以後は仕事で使うことがないというような関係づくりになってしまいますので、そういった部分はもう少し具体的にここに記載をしたり、あるいはこれを大きな枠組みの中を書くかどうかは別にしても、細則としてそういったものをきちっと明記しておくことが必要かなと思いました。

場合によっては、担当者と面識を持つというのではなくて、要するに、資源として一般的にこういうものがありますということを見ればいいのかということにもなるのですけれども、先生の意図としては、多分先ほど申し上げたほうだと思いますので、そこら辺は細かく記載をしたらいいかなと思いました。

○橋本座長 ありがとうございます。

このような内容に関する御意見でも結構ですし、先ほどの3点の検討点に関しての御意見でも結構です。いかがでしょうか。齋藤構成員、お願いいたします。

○齋藤代理人 先ほど冒頭で事務局のほうから、このワーキングで検討してほしい内容としてフォローアップの研修などについてもというお話がありました。利用者支援事業の専門研修のカリキュラムを見ますと、今、渡辺構成員のほうからもお話がありましたが、例えば地域資源の把握とか、あるいは連携の演習などについては、実際そのお仕事についてのほうが演習といいますか、やりやすいこともあるかなと思ひまして、従事する前の、いわゆる認定といいますか、前に必要な内容と従事した後のフォローアップの研修とのすみ分けというのをもしかしたら考えたほうがいいのかという印象を持っています。

○橋本座長 ありがとうございます。フォローアップに関しましては、また日を改めてということになるかと思いますが、現任研修とあわせて検討させていただきたいと思ひます。

渡辺構成員、お願いいたします。

○渡辺構成員 もう一点なのですが、内容ということではないのですが、先ほどもちょっと議論になった利用者支援事業のガイドラインのほうで必須とは言わないけれども、研修を事前に受けることが望ましいというふうに明記されている部分がありますので、専門研修のほうのカリキュラム、相応の時間が用意されていて、事前・事後もあってということですので、この研修を受けますということ自体が、先ほどのガイドラインのほうにある研修を受けますということが必要ですよということとリンクさせていいと思ひました。この内容を見せていただいて。

ただ、利用者支援事業のガイドラインのほうにある研修をちゃんと受けてくださいよと言っている部分については、例えばもう既に保育士であったり、社会福祉士、保健師というような専門的な資格を持っていらっしゃる方、実際に従事していらっしゃる方の場合、あるいはこれから従事するという方も含めてなのですが、そういう専門職の方からすると、別に子育て支援員の研修が必要なわけではないということになると思うのですね。簡単に言うと、2階建ての利用者支援事業部分だけを受けさせてくださいという方が当然出

てくると思いますので、場合によっては、利用者支援事業の専門研修の修了をもって利用者支援の従事者に必要とされる研修を修了したとするとかというような規定をどこかに入れることによって、研修を行うということが可能にしてもいいのではないかなというふうに思いました。

これは橋本先生に対する御質問にもなるわけですが、というふうにすると、例えば都道府県がこの研修を開催しましたという場合に、既に従事者で、あるいはこれから従事者になっていく人で、もう決まっていて、研修を受けに来ました、保健師です、保育士ですというような有資格者の人たちと、それから子育て支援員そのものがターゲットとして見ている例えば専業主婦の方で、仕事からも長く離れていらっしゃるって、この資格を今回取って、自分のこれからのキャリアにつながるようなことをしたいという人たちが一緒に研修の中に入って来るとということも当然起こり得ると思うのですが、それについてはどうなのでしょう。私自身はそんなに差し支えがあると思っていないのですが、差し支えがなければ、そういう形をとっていてもいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○橋本座長 御質問ありがとうございます。

専門研修のところに関しましては、昨年度の検討のときにも、保育士であれ社会福祉士であれ、この利用者支援事業に従事する人は必ず受けるというふうに検討されていたと思いますので、渡辺先生の御意見のとおりだと思います。

もう一つ、保育士などの資格を持たない子育て支援員から入ってこられる方が利用者支援事業の専門研修を受けるということに関しても、それは一緒に受けていただいて、事業の理解をしていただくという意味では重要だと思いますので、それはそうだと思います。

ただ、それまでは全然地域子育て支援の経験がありません、基本研修だけ受けました、それですぐに利用者支援事業の専門研修を受けるというのはかなり難しいかなと思いますので、私個人といたしましては、基本研修を受けました、それから何らかの地域子育て支援拠点事業なりの実践を踏まえて、それから利用者支援事業を受けてはどうかと思います。

といいますのは、利用者支援事業の内容は、先ほど視点を養うということでしたので、これを組み立てたときに、基本的な知識を持っている、ある程度の実践経験があるということ踏まえて組み立てておりますので、8時間におさめるに当たっては、用語などもかなり専門的な、もしくは実践経験があるからこそ理解できるような内容になっております。

なので、基本研修からそのまま専門研修を受けられた場合、研修についてくるのに苦労される、もしくはついてこられない可能性があるかなというふうに考えております。

以上です。

奥山構成員、お願いいたします。

○奥山構成員 これに関連をしてということでもあるのですが、子育て支援員についてマスコミ報道等があったから、研修の機会があれば受けておきたいというニーズがあるのだろうなというふうに聞こえてくるのです。そのときに、地域保育のほうもそうだと

は思うのですが、研修を受けたのだけれども、実は自治体が特にそういうのを募集してなくてというのが先ほどの数の問題とリンクしてくるのだらうと思うのです。この子育て支援員制度そのものが、ある程度担い手になるという見通しが立ってこの研修を受けていただくというようなスタンスなのか、それともあまねく受けられて、その中から取った方が希望すればというふうな、その辺をある程度決めておきませんか、周りのほうでこの制度ができることに期待感を持って見ている人とのそごが出てきてしまうのかなということを感じたものですから、そのあたりの打ち出しとして全体のほうでも御意見が出ていますでしょうか。

○橋本座長 親会議のほうでということですね。

○奥山構成員 親会議のほうで。

○橋本座長 事務局のほうからお願いいたします。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 今、全体の構成を考えていますのは、各市町村がニーズを把握してとなっていますので、都道府県の場合でもそうですけれども、各地域でどのくらいニーズがあるのかというのを把握した上で、研修事業を実施する、そんな構成を考えております。自治体ごとのお考えもあるので、そうでない場合もあろうかと思っておりますけれども、基本的にはそういったニーズがある場合に研修事業を実施していただくというようなことを考えております。

○奥山構成員 そうしますと、今、橋本先生がおっしゃったとおり、利用者支援事業については、3つ目の○に「実務経験の有無」というところが入っていますが、この辺は皆さんにも御意見を聞きたいのですけれども、例えば基本型など、ある程度の力量が求められるだらうというところについてはある程度の実務経験というのが必要かなというふうにも思います。

ただ一方で、特定型、横浜で言えば保育コンシェルジュさんのような事業のときに、これはある程度の面接等もした上で、今、アフターフォローの話もありましたけれども、担当になってから地域のいろんな資源を学んで対応するというところもあると思いますので、特定型と基本型、どちらも実務経験が必要かどうかということについては、皆さんからも御意見を聞きたいなと思うところです。

○橋本座長 今の奥山構成員の御意見に関しまして、特定型は実務経験がなくても大丈夫でないかとお考えで、基本型のほうは実務経験が必要ではないか。そのほかの皆さんの御意見ということですが、いかがでしょうか。堤構成員、お願いいたします。

○堤構成員 まず、特定型も全部の研修を受けるという前提になりますか。

○橋本座長 はい。検討点のところにございますように、特定型は別の研修を立てるか、基本型の一部をするのか、全部受けるのかということをもた議論いただきたいと思います。

○堤構成員 松戸市は拠点でコーディネーターを設置しているということもあって、拠点でしかイメージがないのですが、全国では保育ママ制度があったり、いろいろするので、それがわからないと、実務経験が必要か、必要でないかがまず見えないのかなと思ってい

ます。拠点でやる場合には必ず実務経験は必要なのではないかと。うちは、年数はうたっていないませんが、運営法人が推薦していただいていますので、そういう条件を課しています。

ちょっと違う話になってしまうのですが、利用者支援事業が初めての制度であるので、この講義内容を見ると、利用者支援事業自体を理解している人しか講師になれないところがあって、うちがやる場合に、また橋本先生にお願いしなければならなくなってしまうかなという不安なところで、そこら辺が、来年から始まるとしたら、両方がちゃんとわかるようなものができるといいと思いました。

○橋本座長 ありがとうございます。

齋藤構成員、村上構成員、いかがでしょうか。齋藤構成員、お願いいたします。

○齋藤代理人 同じ利用者支援事業としても、基本型と特定型では従事する方も違ってくる可能性もありますし、事前に必要な研修の内容も、特に待機児童対策で配置している本市の保育コンシェルジュに関しましては、横浜市はかなりオリジナルで人材育成をしておりますので、共通的な研修というのはどういうものができるのかなというのは、イメージが持っていないですね。まず、特定型については共通する部分があるのかどうか。市町村独自の研修内容のほうがむしろ多い可能性があるなというふうに思っています。それは保育資源が大分違うからです。連携する先も地域の保育資源に特化した形になりますので、時間の長短はあれ、共通する部分の設定が非常に難しそうな印象を持っています。

一方の基本型については、来年度から本市でも拠点でやろうと検討している最中ですがけれども、実際地域の中で何らかの子育て支援に従事している人でないと、すぐには従事しにくい方になるのではないかなと思っていますので、ある程度ベースができています方がこの研修、2階建て部分まで受けるような印象を持っています。

カリキュラムの内容を見ますと、先ほど橋本先生がおっしゃったように、1回実践をしないとなかなかしにくいような感じもあるということなので、1階と2階部分は実践が間に挟まるイメージということでしたので、それであれば、より理解ができるのではないかなというふうな印象を持ちましたので、ベースとしてはこういう形が基本になるのだらうなという感じを持っています。

ただ、利用者支援に関しては、やはり相談業務がメインですので、その後のフォローアップ、従事した後のほうがむしろ大変かなと思っています、いわゆるスーパービジョンといいますか、相談業務に関連した振り返り、技術的な向上を目指すような研修のほうが、むしろ始まるよりも大事な事業かなというふうに思っています。

○橋本座長 ありがとうございます。

フォローアップの研修を充実させるということで、またフォローアップの検討のときに御意見をいただけたらと思います。ありがとうございます。

村上構成員、いかがでしょうか。

○村上構成員 私も大体同じような意見で、ファミサポの提供会員等の整合性の話も先ほど出ましたので、制度をある程度紹介するところで入ってもらって、実践経験の後にフォ

ローアップを充実していくという形にしていけないと、支援でも個人的な資質という要素が物すごく高く、ある情報、知識があればそれのできるかという、ほとんど関係ないのでですね。私の感じとしては個人的な資質が物すごく大きいと思いますので、OJTで経験をもとにトレーニングしていく。また、資格があっても支援ができる人とできない人というのは、物すごく個人的な差があると思いますので、そこは余りハードルを高くせずに、まず支援者をたくさんふやしていくという形と、専門は専門で、もうちょっと高度なやつはフォローアップでしていくという形のほうがいいのかという感じは今、しています。

以上です。

○橋本座長 ありがとうございます。

今の御意見を整理させていただきますと、特定型と基本型というのは業務内容も少し違う点があるので、研修は別立てにしたほうがいいのかという齋藤構成員からの御意見。

特定型のほうは、実務経験なしで子育て支援員の研修を受けて、特定型を担えるという形がいいのではないかという御意見でした。奥山構成員も同様の御意見だったかと思います。

基本型のほうに関しては、何らかの資格を持って専門研修を受ける、もしくは子育て支援員の基本研修を受けてから実務経験を踏んで、そして専門研修を受けると。利用者支援事業では、子育て支援員の研修は従事要件ではないので、現在、拠点事業の従事者の方が子育て支援員の基本研修を受けずに、そのまま専門研修を受けるというのも、従事者としての勤務経験があれば可能ということですね。

○奥山構成員 はい。

○橋本座長 そのようなルートが考えられるのではないかとということでした。

あと、齋藤構成員、村上構成員からもいただきましたように、初めの研修よりも現任研修やフォローアップ研修のほうを充実させておく必要があるということで、検討会の日を改めての検討になるかと思います。

ということですがけれども、渡辺構成員、いかがでしょうか。今のようなことでよろしいでしょうか。

○渡辺構成員 はい。

○橋本座長 では、利用者支援事業に関しましては、今のような整理というふうにさせていただきまして、内容に関してはこの提案でまずは進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○橋本座長 ありがとうございます。

それでは、残りの時間で今度は地域子育て支援拠点事業の検討をさせていただきたいと思えます。

15時55分をめぐりに皆様から御意見をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたしま

す。では、堤構成員、お願いいたします。

○堤構成員 先ほど渡辺先生のほうから御説明があったかもしれないのですが、プログラムづくりというのが③にあるのですが、プログラムとプログラムづくり。プログラムというのは具体的にどのようなものを。プログラム自体がわからなくて。済みません。

○渡辺構成員 もちろん、お子さんを対象としたような活動もありますし、例えば親子で共同で参加できるような活動もあると思います。拠点さんによっては多彩なプログラムを用意されているところもあります。その中で例えば父親支援があったり、私も仕事でかわらせていただいている横浜で、外国人の多い地域の方であれば、例えば外国人の親御さんの子育てを支えるためのプログラムがあります。そういった親子の遊びを通して利用者同士が関係性をつくっていくために仕掛けられているプログラムもあったり、さまざまなプログラムがあると思いますけれども、ここで言うプログラムというのは、何げなく行われている活動とか、自然発生的に起こってくるものではなくて、支援者の側のほうがある程度意図あるいは目的を持って計画的に実施をしていく拠点の中での活動というふうに捉えていただければと思います。

○橋本座長 堤構成員、よろしいでしょうか。

○堤構成員 活動の仕掛けとかいう、イベントプログラムではなく、年間を通してということになるのですか。イメージが湧かないです。

○橋本座長 奥山構成員、お願いいたします。

○奥山構成員 実はきのう東京で研修プログラムがありまして、10年間ずっとやってきたということもあって、午前中に基本4事業のそれぞれの活動の報告というのがあったのです。私も10年以上こういうのをやってきて、ああ、ここまで来たのだなとすごく感慨深かったのですけれども、プログラムと言ったときに、来ている利用者さんの状況を見て、この御家庭をサポートするためにひろばでどういうプログラムがあったらいいのか。直接親子にああしてこうしてということではなくて、プログラムを通じて体得していただくというようなイメージでプログラムづくり。

例えばアレルギーのこととかに少し課題を持っている御家庭があるといったときに、食を通じてどんなふうに周りの人。つまり、アレルギーというのは、そのお子さんだけの問題ではなくて、周りの人が、今、お弁当なども一緒に食べるという状況の中で、どう配慮したらいいのかというのを座談会でみんな考えてみる。その人だけの問題にしない。

今、外国籍のという話もありました。日常的にひろばの中で少し課題だなとスタッフが感じているようなことを、グループワークだったり、座談会だったり、それも全部ひっくるめてプログラムなのだと思うのですけれども、それを意図的につくっていくということかなと思っております。

○橋本座長 ありがとうございます。

利用者支援事業の基本事業のほうに地域開発というのがありますが、今のお話ですと、地域資源関連にも関連するものかなというふうに考えられます。

利用者支援事業の基本事業の専門研修では、地域資源の開発というところまでは入れられていないのですが、この地域子育て支援拠点事業の研修のほうで、少し小さい規模になりますが、プログラムの開発ということを学んでいただくことになるかなと思います。よろしいでしょうか。

村上構成員、いかがでしょうか。

○村上構成員 直接この内容とは関係ないのですが、子育て支援員等が有効になるかどうかというのは、管理者というか、設置者の位置づけが物すごく大きいのですね。同じ項目をしても、設置者の意向によってAだったり、Bだったり、全然違う支援になったりしますので、支援員と設置者とか管理者とか、その関係というのはどういうふうに持っていくのだろうか。自分のところで資源開発していきましようと言っても、設置者がもうそういうことはしないでいいとか、例えば支援でも食はやらなくていいとか、物すごく枠をはめられた支援をさせられると、どうしようもなくなりますね。ああいうのが全体的。このプログラムに支援員が直接個人的には入らないかもしれませんが、そこにもうちょっと手をつけないと、全体的な事業としてのレベルがアップしないのかなという危惧があります。

○橋本座長 貴重な御意見ありがとうございます。

私の研究でも、地域支援の積極的な実施には個人の属性よりも施設の運営者の意向というのが強く関連するというのが出ていまして、この研修に反映できないかもしれませんが、本当に重要な指摘だと思いました。ありがとうございます。

渡辺構成員、いかがでしょう。

○渡辺構成員 本当に御指摘のとおりだと思います。全国で6,000カ所を超えて、もう既に児童館より数が多いほどの事業になっておりますので、支援の最低限の質を担保していくという意味でもこういった研修を充実させていくことがとても大事だというふうに感じておりますし、これは私が今、提案させてもらっている拠点事業に限ったことでなくて、先ほど橋本先生のほうから御提案があった利用者支援についてもそうなのですけれども、それが設置者というところまで届くかどうかは別にしても、こういった専門研修のカリキュラムというものがいろんな形、例えば今回は子育て支援員の養成ということで出ていくわけですが、これまでなかったものがきちっと明示されていくということは、本来ここはこういうことをやるべきなのか、あるいは何をすべきなのかということを社会に対して知らせていく効果ということもあると思いますので、それは養成ということから離れますが、そういったものがだんだん浸透していくことによって、施設の運営管理者や事業の設置者のほうも、ああ、こういうことが必要なのだなというふうに御理解いただいて、理解を深めていただくこと自体が副次的な効果としてあるのではないかなと考えております。

○橋本座長 ありがとうございます。

設置者の方々にも一度この研修を受けていただくというのもいいかもしれないです。事

業担当課の担当者の方にも受けていただきたいなと思います。

そのほか。齋藤構成員、いかがでしょうか。

○齋藤代理人 特に意見という意見ではないのですが、先ほどの利用者支援のカリキュラムにしても、拠点のベーシックな研修にしても、やっていただける講師の方が限られてくるなという感じがしますね。引っ張りだこになるのではないかなとちょっと心配をしています。

○橋本座長 村上構成員、お願いいたします。

○村上構成員 このプログラムは、私は子ども・子育て支援で、子どものところにちょっとこだわりがあるのですが、子どもの発達・理解というのも出てきますが、今までの小児保健的な考えでは現状に合わない。実は今日、東京医科歯科大学の植野先生が出したのは、味覚障害が子どものうちの30%というのですね。甘みとか苦みとか酸っぱさとか、何らかの障害がある子が3割近くになっているという発表があったそうです。

それから、東京都のアレルギーが38%。

前日の「クローズアップ現代」では運動機能不全というのが埼玉で52%。一番低い宮崎でも23%の子どもたちに手首とか足首とか腰とか、運動器の機能不全があると。子どもたちの発達が物すごく悲惨な状況というのがあります。

また、メディアにしても、52万人の中高生でメディア依存だったという話もある。

就学前の子どもたちの発達の影響というのは小学校、中学校に直接関係しているわけですね。それを乳児期にスルーしているという状況がありますので、子どもたちの発達を阻害することに対する支援、改善とか、社会的な開発ということかもしれないけれども、そこを明確にしていかないと、子どもの発達がなかなか保障できないという状況にあるように思っています。できれば子どもの発達支援というのがしっかり入っていればいいのかという気はあります。支援員さんたちにそこまでは求められないかもしれませんが、個人的には子どもの支援というのをもっと入れられればいいのかという希望は持っています。

○橋本座長 渡辺構成員、お願いします。

○渡辺構成員 先ほどの齋藤構成員さんの御意見についての回答なのですが、多分利用者支援のほうは橋本先生とかにたくさん殺到するのではないかなと思いますが、拠点事業のほうは、それこそ保育所子育てモデル事業から始めて、子育て支援センターを経て、これまで約20年の支援の積み重ねがあり、その中で、特にここ数年、拠点事業に着目する研究者がふえておりますので、別に私とかというわけではないのですが、多様なところでこの研修を担える方々がたくさんいらっしゃると思っております。

これは先ほど質問しなかったのだけれども、私の理解では、厚生労働省のほうから、これを教える人はこういう要件がなければいけませんというような縛りをつけるわけではなく、多分都道府県、市町村、実施主体のほうでそれは柔軟に判断してくださいという形になると思っておりますので、拠点に関しては、ここをちゃんと伝えていける人たちは日本にたくさんいらっしゃると思います。

この研修自体についても、私のイメージだったのですけれども、例えば①から⑥まで6時間を1人の人が全部やらなくてはいけないというわけではなく、シラバスとして内容の整合性さえとれていれば、これを複数の方で担当していただいてもいいものだというふうに考えておりますので、例えば講義部分についてはそれぞれの専門の先生がお話しされるけれども、演習部分については、例えばここにいらっしゃる奥山さんなどもそうですが、現場の実践者の方で先行する取り組みをやっていらっしゃる方を呼んできて、その方々に講師をお願いするということもありだというふうに思ってこの案自体を考えております。

そういうふうに柔軟な研修のあり方を考えていただければいいのではないかなと思います。

○橋本座長 ありがとうございます。

今、渡辺構成員のほうからもお話がございましたように、シラバスが非常に重要なことだと思います。先ほどの村上構成員の御指摘にもあったように、「子どもの発達」という科目が入っておりますけれども、発達をどう捉えるかによって内容が全く異なって、せっかく全国共通の研修をつくっても、実は北海道と九州で全然異なる内容をやってたということも予想されますので、誰がやってもある程度同じ内容が伝えられるというシラバスをしっかりとつくっておくことは非常に重要かと思っております。

もう一点、講師の件なのですけれども、利用者支援事業のほうは、確かに新しい事業ですので、講師を確保するというのはなかなか難しいかなとも思うのですが、この研修の内容を検討させていただいたときにもお話しさせていただいたように、それぞれの項目に関しては、社会福祉養成にかかわっている者であればある程度できる内容としております。そこ以上を求めないような内容にしております。

それとシラバスをしっかりとつけておくことである程度担保されるかなということ。

利用者支援事業に関しましては、これは私の個人的な意見ですが、先ほど齋藤構成員がお話ししてくださったように、実践者がどんどんとフォローアップを受けて実践を積み重ねる中で、実践者自身が講師を務めていく、そういう循環していくような仕組みをつくれなかなというふうに思います。

渡辺構成員から演習のところというお話がございましたが、あと数年すると、利用者支援事業の実践者のほうが私たち研修の講師を務めている学識経験者よりも利用者支援事業の事例の対応についてはさまざまな知識を持っている状態が出てくるかと思っておりますので、それを将来的に考えながら研修会を実施していければと思います。

奥山構成員、お願いいたします。

○奥山構成員 村上構成員の御指摘に賛同するとともに、拠点事業では親も来ている中で子どもの発達というところを見ていくという視点がとても大事なのです。そんな中で、いわゆる保育における子どもの発達とか育ちのところというのは研究がすごく進んでいらっしゃるし、大学の養成校でもそこは本当に丁寧になさっていると思うのですが、在宅子育て家庭における子どもたちの発達促進というところは、専門的な分野が確立しているか

というと、必ずしもそうでないということを考えますと、今までなかなかそこに着目されていなかった研究者の先生方が、地域子育て支援拠点における子どもたちの発達とか、利用者支援事業という新しい分野に対して関心を持っていただく。私は、現場のほうからこの事業を通じてそういう先生がふえていただきたいなと思っているところです。期待しております。

○橋本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そろそろ時間になってまいりました。

本日は、利用者支援事業の研修内容に関しまして御議論いただきまして、研修の内容はほぼ私のほうから提案させていただいた方向で、あと、詳細なところを詰めていくということでした。

基本型と特定型というのは別立てで研修を行う必要があるということ。

子育て支援員の方々は一定の実務経験を経てから専門研修を受けていただくということで整理されたかと思えます。

地域子育て支援拠点事業のほうは、渡辺構成員から御提案いただいた内容で、あとは詳細を詰めていくということになったかと思えます。

最後にさまざまな御意見をいただきまして、フォローアップとか現任研修を充実させるということ、それからシラバスを検討する必要があるかなということが見えてまいりました。

今後特定型の研修カリキュラムについて考えないといけないかなということが出てきたかと思えます。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そろそろ御意見も出尽くしたようですので、本日はこのあたりとさせていただきます。

最後に、事務局から次回の日程について御説明をお願いいたします。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 本日はまことにありがとうございました。

次回の日程につきましては、資料5の裏面に検討スケジュールがございます。第2回は11月12日を予定しております。また、議題につきましては、本日の御議論を踏まえまして、改めて利用者支援事業と地域子育て支援拠点事業の研修カリキュラム案、特に特定のほうのカリキュラムについて御指摘いただきましたので、その点を整理するということ。

あとは保育士等の資格を持っている方の受講免除の関係ですとか、実務経験の関係がございましたので、その点を整理させていただきたいと思えます。

あと、フォローアップ研修、現任研修の取り扱い等について、第2回で整理していただきたいと思えます。

以上でございます。

○橋本座長 それでは、本日の検討会はこれで閉会させていただきます。ありがとうございます

いました。